

令和2年7月27日

令和2年度第1回大崎市農業委員会定例総会  
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和2年7月27日（月）

午後1時00分開会～午後3時12分閉会

2. 場 所

宮城県土地改良事業団体連合会古川事業所3階会議室

3. 報告事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱による届出について

報 告 4 農地法第3条の規定による許可書の返戻届について

報 告 5 認定電気通信事業者の中継施設等の設置について

4. 審議議案

議案第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第26号 農地法第5号第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第27号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議案第29号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見決定  
について

5. 出席委員（25名）

1番 小 関 芳 樹 委員                      2番 櫻 井 正 幸 委員

3番 武 田 俊 美 委員                      4番 佐 藤 裕 之 委員

5番 齋 藤 真理子 委員                      6番 佐々木 正 彦 委員

7番 布 塚 幸 子 委員                      8番 鈴 木 淳 也 委員

9番 菅 原 ひろみ 委員                      10番 横 山 藏 人 委員

11番 中 鉢 守 委員                        13番 高 橋 英理子 委員

14番 佐々木 俊 通 委員                      15番 下 山 信 行 委員

16番 只 埜 和 臣 委員                      17番 菅 原 まり子 委員

18番 高 橋 順 子 委員                      19番 中 條 泰 洋 委員

20番 菅 原 清 一 委員                      21番 小野寺 正 晃 委員

22番 鈴木 至 委員

23番 佐々木 涉 委員

24番 齋藤 浩義 委員

25番 熊谷 安正 委員

26番 佐々木 政直 委員

6. 欠席委員（1名）

12番 渋谷 裕子 委員

7. 遅刻委員（なし）

8. 議案提案者

会長 佐々木 政直

9. 出席職員

事務局長 伊藤 文夫

事務局次長 新堀 秀一

事務局長補佐 小玉 康裕

事務局長補佐 真田 賢一

主幹兼係長 佐藤 昌紀

事務所長 千葉 浩昭

主幹兼係長 佐藤 孝

事務所長 門間 道浩

午後1時00分開会

**事務局（真田賢一事務局長補佐）**

ただいまから令和2年度第1回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。

開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

**会長（佐々木政直会長）**

〔挨拶〕

**事務局（真田賢一事務局長補佐）**

次に、議長の選出について、大崎市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることになっておりますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。

**議長（佐々木政直会長）**

それでは、私が議長を務めさせていただいておりますが、最初に、番号札を議長席に向けていただくようお願いいたします。

**議長（佐々木政直会長）**

本日の欠席通告者は12番渋谷裕子委員でございます。

定足数13名、本日の出席委員は25名であります。出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

**議長（佐々木政直会長）**

会期の決定についてお諮りいたします。

会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**議長（佐々木政直会長）**

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

**議長（佐々木政直会長）**

それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。1番小関芳樹委員、2番櫻井正幸委員をお願いいたします。

**議長（佐々木政直会長）**

本日の会議録書記に小玉事務局長補佐を指名いたします。

**議長（佐々木政直会長）**

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

**事務局（新堀秀一事務局次長）**

〔業務報告〕

続いて、第52回常設審議委員会の内容について、前会長の8番委員からお願いしたいと思います。

**8番（鈴木淳也委員）**

〔常設審議委員会報告〕

**議長（佐々木政直会長）**

ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

審議事項の報告について、事務局から説明願います。

**事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）**

それでは、審議事項の報告でございますが、報告に入る前に議案書に関しまして訂正がございます。

同じく9ページ、議案第24号、番号91番の譲渡人の耕作面積が一となっておりますが、こちらは62aでございます。貸付けはこのまま51aです。

次に、32ページの議案第29号の番号78番でございます。こちら、名前が善とありますが、これは喜の間違いでございました。権利の設定を受ける者の善を喜に訂正していただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

**事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）**

それでは、報告事項についてご説明いたします。

[報告第1号～5の説明]

**議長（佐々木政直会長）**

ただいまの報告1から5事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

[「なし」の声あり]

**議長（佐々木政直会長）**

それでは、これより議案審議に入ります。

議案第24号農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について番号78番から97番まで20か件のうち、番号84番は議案第26号の番号60番、番号86番は議案第26号の番号61番とそれぞれ関連であることから、この2か件については、議案第26号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。

[「異議なし」の声あり]

**議長（佐々木政直会長）**

異議なしとのことですので、番号78番から97番まで20か件のうち、番号84番、86番の2か件を除く18か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

**事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）**

[資料により説明]

**議長（佐々木政直会長）**

番号78番から97番までの20か件のうち、番号84番、86番を除く18か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。11番。

**11番（中鉢守委員）**

11番です。番号88番は、事由に審判による売買とあります。譲渡人のほうの内容を見ますと、ちょっと事情があるようですが、この辺を詳しく説明願います。

**議長（佐々木政直会長）**

事務局、説明をお願いいたします。

**事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）**

それでは、番号88番についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、譲渡人のほうで相続される方がいないということで、弁護士が相続財産管理人ということで、それが、お二人の方がなっております。弁護士の方が相続財産の管理を行い、譲受人の希望により、申請地を取得することでの新規就農ということで今回の申請となっております。

**議長（佐々木政直会長）**

11番。

**11番（中鉢守委員）**

11番です。もう少し詳しく聞きたいのですが、譲受人がこの土地を希望し、譲ってくださいという話で動いたということによろしいでしょうか。

**議長（佐々木政直会長）**

事務局。

**事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）**

はい、そのようでございます。

**議長（佐々木政直会長）**

11番、よろしいですか。

**11番（中鉢守委員）**

はい、よろしいです。

**議長（佐々木政直会長）**

そのほかございませんか。24番。

**24番（齋藤浩義委員）**

24番です。今の関連でお聞きしたいのですが、新規就農ということで、この譲受人は農業機械とかそういうものをどうするのか、また農業経験ですか。あるのですか。

**議長（佐々木政直会長）**

事務局。

**事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）**

お答えいたします。

この点については、新規就農するために営農計画書を提出いただいております。

す。現在、隣接する親戚の農地を自家消費のために耕作しており、今回申請した申請地が年々荒廃してきているため、申請地を耕作し、状態を改善したいと考えていることでの申請でございます。栽培予定品目は、キャベツ、レタス、白菜、大根、ニンジン、大豆等でございます。農業経験は、野菜21年、水稻5年ということで、農業機械はトラクターと管理機を所有しているということでございます。栽培技術指導や農機具の貸与は池月の知人からの同意を得ているということで申請いただいております。将来的には道の駅やJAへ出荷したいと考えているということで、申請地を農業ができるように整地中とのことでございます。仙台から息子が週2日手伝いに来ており、行く行くは農業を譲りたいということでの計画書を提出してございます。以上でございます。

**議長（佐々木政直会長）**

24番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほかございませんか。10番。

**10番（横山藏人委員）**

関連しますけれども、番号90番、91番、92番の営農計画なり機械所有状況はどうなっていますか。

**議長（佐々木政直会長）**

事務局。

**事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）**

番号90、91番につきましては、譲受人同一ということで、一括して説明させていただきます。こちら新規就農の営農計画書を提出いただいております。週休の2日と、休暇を利用して規模を拡大し、安定した安全な作物の収穫を目指すということでございます。栽培予定品目は水稻ということで、農業経験は、水稻と野菜栽培の20年ということでございます。農業機械は運搬用軽トラックを所有しており、農機具の貸与は番号90番の譲渡人であるお母さんから農機具貸与ということで同意を得ているということでございます。

番号92番につきましては、こちら、団体職員ということで、こちら週休の2日と休暇を利用しての新規就農ということで、営農計画書を提出いただいております。栽培予定品目は、水稻でございます。農業経験はありませんが、農業機械は田植え機、軽トラックを所有しているということでございます。裁

培技術指導や農機具貸与は譲渡人の方をお願いしており、同意を得ているということで、書類も提出していただいております。以上でございます。

**議長（佐々木政直会長）**

10番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほかございませんか。11番。

**11番（中鉢守委員）**

番号97番ですが、事由に代物弁償とあります。この点の説明をお願いします。

**議長（佐々木政直会長）**

事務局。

**事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）**

番号97番でございます。こちら、関連報告4の番号2番の農地法第3条の許可返戻の部分と関連でございます。こちらは、5月25日に許可のあったものを返戻し、事由を代物弁償で変更して、再度申請するものでございます。こちらは、法務局からの指導がございまして、今回の申請に至りまして、負債整理ということでございます。以上でございます。

**議長（佐々木政直会長）**

11番、よろしいですか。（「はい、了解しました」の声あり）

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

**議長（佐々木政直会長）**

質問がないようなので、番号78番から97番まで20か件のうち番号84番、86番2か件を除く18か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**議長（佐々木政直会長）**

異議なしと認め、議案第24号、番号78番から97番まで20か件のうち番号84番、86番2か件を除く18か件について許可と決定いたします。

**議長（佐々木政直会長）**

議案第25号農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について、番号7番1か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。



事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員より報告をお願いいたします。4番。

4番（佐藤裕之委員）

4番です。番号7番の現地調査報告いたします。

周囲は東，南，北が住宅地で，南側は市道を挟んでおり，西側は道路でございます。申請地はビニールハウスと畑として利用していました。ここは10ヘクタールに満たない小集団農地の一部であり，第2種農地と見ました。周囲には農地がないので，農地への影響はありません。以上です。

議長（佐々木政直会長）

番号7番の1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。21番。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。確認ですが，今回の共同住宅6世帯1棟ということで，駐車場9台分という事由ですが，1世帯当たりの駐車台数の要件等というのはあるのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

こちら1部屋当たり1台ということでの計画でございます。来客用として3台ということで，部屋は1人用ということでの申請でございます。建築指導要綱等では，1世帯1.5台という要件があるようでございます。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

21番よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，番号7番1か件を了と決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第25号、番号7番1か件について了と決定し意見相当と認め、県に進達いたします。

**議長（佐々木政直会長）**

議案第26号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号46番から81番までの36か件と、議案第24号番号84番、86番の2か件を合わせた38か件のうち、番号62番は議案第27号の番号5番、番号79番は議案第27号の番号6番とそれぞれ関連であることから、2か件については議案第27号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**議長（佐々木政直会長）**

異議なしとのことですので、番号46番から81番までの36か件と、議案第24号番号84番、86番の2か件を合わせた38か件のうち、番号62番、番号79番の2か件を除く36か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

**事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）**

〔資料により説明〕

**議長（佐々木政直会長）**

ここで、現地調査委員より報告をお願いいたします。1番。

**1番（小関芳樹委員）**

去る7月22日の午前9時から、1番の私と、2番委員、4番委員、5番委員、7番委員、8番委員と事務局2名で2班に分けて現地調査を行いました。

報告をいたします。番号46番は、市道沿いに申請地があり、水路を挟んで南側に開けた転作地があり麦作で、刈り取られた跡がございました。東と西には作付されている畑があります。申請地の管理状況は、草刈りがなされておりました。農地区分としては、10ヘクタール以上の一団の農用地、土地改良区の施工区域に属する第1種農地であるため、原則転用は不許可ではございますが、一時的な転用であるため、例外的に許可できると見てまいりました。周辺農地への影響については、境界に水路があり、また、一時転用ですので、問題はないと思います。雨水対策は南側の水路を利用するようです。以上です。

次に、番号47番でございます。南側に開けた丘陵地にある農地です。東に市道

があり、南北に転作地がありますが、作付はされておりました。西側に山林があります。申請地は雑草が繁茂しておりました。農地区分としては、10ヘクタールに満たない小集団農地の一部であることから、第2種農地と判断いたしました。雨水対策は自然排水とのことです。周りには全てフェンスを設置するそうです。

次に、番号48番です。市道から西に開けた農地です。東に市道、南に住宅地があり、西と北に水田がありました。管理状況は、草刈りがなされた跡が見えました。農地区分としては、10ヘクタール以上の団地の農用地、土地改良事業の施工区域に属する第1種農地であるため、原則転用不許可ですが、居住者に必要な施設であり、集落に接続して設置されるため、例外的に許可できると見てまいりました。周辺農地への影響については、西側にはL型擁壁、北側にはU字溝で対策をするほか、周りにフェンスを設置するそうですので影響はないと思われまます。土砂等の流出も心配はないものと思います。雨水対策は西側の水路と北側の水路を利用するとのことです。

## 2番（櫻井正幸委員）

2番です。番号49番を報告します。

立地としては、周りはほとんどソーラーパネルに囲まれておりました。東側は、市道を挟みソーラーパネル、南側もソーラーパネル、西側に住宅、北側は県道です。管理状況ですが、草刈り管理がなされておりました。農地区分ですが、10ヘクタールに満たない小集団農地の一部でありということで、第2種農地と思われまます。周辺農地への影響ですが、ほかに農地がありませんので、農地への影響はないと思われまます。以上です。

## 4番（佐藤裕之委員）

番号50番を報告いたします。ここは三方が住宅に囲まれ、南側に市道があります。申請地の管理状況は、除草管理がきれいにされておりました。ここも10ヘクタールに満たない小集団農地の一部であり、第2種農地と見ました。周辺に農地がありませんので、農地に影響はないと思われまます。以上です。

## 2番（櫻井正幸委員）

番号51番です。立地としては、東と北に転作の豆畑がありました。南側は市道、西側に住宅地がありました。管理状況ですが、草刈り管理がされておりました。

農地区分ですが、これも10ヘクタールに満たない小集団農地の一部であることから、第2種農地と見ました。周囲の農地の影響につきまして、法面処理をすることで、排水路が豆畑のほうにありましたので、農地への影響はないと思われれます。以上です。

#### 4番（佐藤裕之委員）

次に、番号52番を報告いたします。番号52番は、東側が水田、南側が畑、西側に寮の敷地、北側が宅地になっておりました。申請地は休耕田であり、草刈り管理はされておりました。ここは、都市計画区域内で用途指定された区域であり、第3種農地になります。雨水等は西側、東側に水路があるので、辺りの農地への影響はないと見ました。以上です。

#### 4番（佐藤裕之委員）

続きまして、番号53番を報告いたします。番号53番は、四方を住宅に囲まれており、ここも草刈り管理はされておりました。都市計画区域内で用途指定された区域であり、第3種農地と見ました。以上です。

#### 2番（櫻井正幸委員）

番号54番です。立地としては、周りは山林に囲まれた場所でした。管理状況は、草刈り管理がされて、とてもきれいな状態でした。農地区分としては、10ヘクタールに満たない小集団農地の一部であり、第2種農地と思われれます。周囲の農地の影響ですが、これも周りに農地があり影響はないと思われれます。住宅の申請でするので、生活排水は合併浄化槽とのことです。以上です。

番号55番です。立地として住宅と畑に囲まれた農地です。東に私道、南も私道で、北側に畑がございました。草刈り管理は良好です。農地区分として、下水道が埋設された道路沿いに立地することから、第3種農地と思われれます。生活排水も下水道を利用することで、周辺農地への影響はないと思います。

番号56番です。周りは畑と田んぼに囲まれた農地です。周囲は、この55番の隣になっておりまして、西側に市道、北側に住宅があります。管理状況ですが、一部舗装されておりました。そして、農地区分ですが、10ヘクタールに満たない小集団農地の一部であることから、第2種農地と思われれます。周囲の農地への影響はないと思われれます。以上です。

#### 5番（齋藤真理子委員）

番号57番，報告します。こちらは，東側に住宅があり，西側に耕作していない畑，北側には耕作している畑がありましたが，高台になっているので，ここへの影響はないと思います。申請地の管理状況は，原野化している畑で，草丈が1メートルほどありました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定された区域であることから，第3種農地と見てまいりました。周囲の影響ですが，雨水は自然排水とし，周囲にフェンスを巡らすということなので，問題ないと思われま

す。続けて，番号58番を報告いたします。こちらは，東と北側に道路があり，南と西には転作田がありましたが，申請地は耕作していない場所でした。管理は草刈りがなされていて管理は良好でした。農地区分は10ヘクタールに満たない小集団農地の一部であることから，第2種農地と見てまいりました。雨水排水は既存の水路への北側へ流すということで，周囲をフェンスで巡らすということでした。以上です。

#### 4番（佐藤裕之委員）

続きまして，番号59番を報告します。59番は，三方が住宅，そのうち北側が道路を挟んで住宅，南側は道路を挟んで公園ということで，申請地は梅の木が植えられてあり，草刈り管理はされてい

ました。ここは，都市計画区域内で用途指定された区域であり，第3種農地に当たります。以上です。続きまして，番号60番。60番は，南側は水田，東側は水田と休耕田，西側が転作田で豆が作付されてあり

ました。北側は道路を挟んで住宅になっています。申請地は草刈り管理はされてい

ました。ここは，10ヘクタール以上の団地の農用地で，土地改良事業の施工区域に属し第1種農地であり，原則は転用不許可ですが，一時転用のため例外的に許可できると見てまいりました。サカキを作るという予定で，周辺農地の影響はないと見

ました。続きまして，番号61番です。申請地の東側は農道を挟んで水田，南側が住宅，西側が採草地，北側も採草地で，申請地は半分採草地と利用されており，残り半分は茅野になってい

ました。一応，ここは農振農用地の第1種農地ですが，原則は転用不許可ですが，期間10年以内の一時的な転用であるため，例外的に許可できるものと見てきました。周辺は採草地として利用されていたので，特に周辺農地への影響はないと見

ました。以上です。

## 7番（布塚幸子委員）

番号63番から私7番委員が報告いたします。申請地は南側が河川堤防に面しており、東側に土手、西側に居宅、北側は道路です。申請地の管理状況ですが、砂利を既に敷いて駐車場及び通路として使用している模様でした。農地区分は、都市計画区域内で用途指定された区域であることから、第3種農地と見てまいりました。周辺に農地はありませんので、影響はないものと見てまいりました。

次に番号64番、報告します。東側が山林、南側が一段低く転作田、西側に、現在改装中の住宅、北側が道路で、申請地は草刈り管理されておりました。農地区分は10ヘクタール以上の一団の農地、土地改良事業の施工区域に属し原則は転用不許可ですが、居住者に必要な施設であり、集落に設置されるため、例外的に許可できる第1種農地と見てまいりました。申請地は舗装をしないとのことなので、雨水も自然浸透で農地への影響はないものと見てまいりました。

次に、番号65番から69番です。申請地は平地にありまして、東側に水田、西側駐車場、南側が屋敷林、北側に会社と水田があります。申請地の管理状況は、休耕田を草刈り管理されておりました。農地区分は都市計画区域内で用途指定された区域であることから、第3種農地と見てまいりました。周辺農地への影響につきましては、盛り土をし、四方を法面処理、東側の水田との境には水路を造ることによって、周辺の農地への影響はないものと思われまます。

次に、番号70番です。申請地は平地にありまして、東側は水田、西側は農道を挟んで民家、南側に水田、北側が道路です。管理状況は、休耕田で草刈り管理されておりました。農地区分は、農振農用地の第1種農地で原則転用不許可ですが、一時的な転用であるため、例外的に許可できるものと見てまいりました。周辺農地の影響は、鉄板を敷いての作業のため、影響はないものと見てまいりました。

次に、番号71番です。申請地は平地にあり、東側は水田、西側は河川、南側が水路を挟んで居宅と畑、北側は道路を挟んで住宅地でした。申請地の管理状況は、休耕田で草刈り管理されておりました。東側と南側をコンクリート擁壁をすることによって雨水も水路へ排水することによって、農地への影響はないものと見てまいりました。

私からは以上です。

## 8番（鈴木淳也委員）

私，8番委員が番号72番についてご説明いたします。現地は休耕田です。三方向を宅地に囲まれた住宅地の中にある農地でした。西側に農地がありますが，これについては農業するというのでございます。農地区分につきましては，都市計画区域内で，用途指定された第3種農地です。周辺農地への影響はないものを見てきました。

## 1番（小関芳樹委員）

番号73番です。東に市道，南に水路を挟んで農業用ハウスがあり，西側には住宅がありました。北側にも水路があります。申請地には農機具格納庫があり，田植え機1台とコンバイン1台が入っていました。そのほか，プレハブがあり，事務所らしきものがありました。そのほか，農業機械が多数ありました。以前は北側に住宅があり，一部舗装されておりました。農地区分としては，10ヘクタールに満たない小集団の一部であることから，第2種農地と判断しました。周辺は3方向に水路があるため，土砂等の流出はなく，農地への影響はないものと思われまます。雨水対策は自然排水とのことでした。以上です。

## 8番（鈴木淳也委員）

番号74番についてご報告いたします。位置図のとおり，北側は住宅の密集地です。変形地で，西側に道路があり取付道路というか，宅地内にこの幅で道路を設けて，2区画を造成するというような申請でした。まだまだここに農地が残っているというのが不思議な気もします。申請地は草刈りが1回されていた休耕田です。都市計画区域内で用途指定された第3種農地です。周囲に農地等はありませんので，影響ないと見てまいりました。

次に，番号75番です。75番は，その南側にあります，位置図でいいますと南側にある畑でございまして，春に草刈りがされた跡があります。畑ですが作付はされていませんでした。西側も畑ですが，ここにつきましては，一部にサトイモが作付されたほかは草繁茂の状態でございました。ここも都市計画区域内で用途指定されました第3種農地です。

次に番号76番です。これは休耕田で草刈りは春に1回行われていたと思います。ここも，都市計画区域内で用途指定された第3種農地です。西側に水田がありますが，ここも休耕田です。ただ，この場所は西側につきましては法面処理をする

という内容で、農地への影響はないと見てまいりました。

次に番号78番です。これにつきましては、新幹線の下、西側ということで、ごく狭小な103平米というような狭小な場所です。西側と北側は大規模な工事が済んでいる宅地分譲地でした。その一角に103平米が残っていたというような場所でした。北側は水路がありますけれども、道路に分断されておりました。周辺の農地への影響はないと見てまいりました。ここも都市計画区域内の用途指定された第3種農地です。以上です。

#### 5番（齋藤真理子委員）

番号80番、81番をご報告させていただきます。南側に住宅、西側は市道が通っており、東側と北側が山林でした。申請地は雑草繁茂しており、管理はなされていませんでした。農地区分は10ヘクタールに満たない小集団農地の一部であることから、第2種農地と見てまいりました。隣接する農地がないので、影響はないと思われまます。以上です。

#### 議長（佐々木政直会長）

それでは、36か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。20番。

#### 20番（菅原清一委員）

20番です。番号56番について質問させていただきます。一部舗装ということで、もうこれは現地調査員からのお話からですと、もう利用されていたのかなと、自分では判断したわけでありまますので、これは無断転用のほうに入ってくるのかなと思いました。これは何らかの措置というのは必要ではないのかなと思ひます。それで、事務局にその辺説明をお願いします。

#### 議長（佐々木政直会長）

事務局，説明をお願いいたします。

#### 事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

番号56番でございます。こちらももとは番号55番と同一の筆でございます。これの申請相談に来たところ、航空写真では当該申請地が既に砂利敷き等で無断転用されていたということで、このまま申請されても違反の解消をしなければ番号55番の許可も厳しいということで、ここを分筆して申請するように指導したものでございます。



**議長（佐々木政直会長）**

番号56番に関して、皆さんのほうから何かご質問ございませんか。

20番。

**20番（菅原清一委員）**

20番です。今、説明を聞いたのですが、譲受人のほうから始末書を出してもら  
うことでどうかと思います。

**議長（佐々木政直会長）**

今、譲受人のほうから始末書というようなご意見が出されました。いろいろ総  
合的な話の中で、19番にまとめていただきたいと思います。

**19番（中條泰洋委員）**

19番です。番号56番に関してですが、現地調査員の報告にも一部既に舗装され  
ていたとありました。また、20番委員からも無断転用という言葉がありましたの  
で、譲受人が事前に無断で使用していることから、会長及び県知事宛てに始末書  
の提出と無断転用である旨の意見を付して県に進達していただきます。

**議長（佐々木政直会長）**

今、19番委員より譲受人のほうから会長及び県知事宛てに始末書の提出、無断  
転用である旨の意見を付して県に進達したらどうかというご意見がありました。  
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**議長（佐々木政直会長）**

それでは、番号56番は、会長及び県知事宛てに始末書の提出、無断転用である  
旨の意見を付して県に進達いたします。

そのほかございませんか。21番。

**21番（小野寺正晃委員）**

21番です。番号48番についてですが、譲受人の方は何の仕事をしているのか確  
認したいです。大型駐車場7台と普通車駐車場28台分という結構な数の車両が止  
まるということで、何のお仕事をされているか教えてください。

**議長（佐々木政直会長）**

事務局お願いします。

**事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）**

番号48番でございます。こちらの職業といたしましては、車の販売、整備業ということで申請されてございます。

**議長（佐々木政直会長）**

21番，よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほかございませんか。10番。

**10番（横山藏人委員）**

10番です。番号62番について、鹿島台の人が古川の穂波にわざわざ駐車場だけの転用というのは、何か目的というか、理由は何でしょうか。（「後で」の声あり）失礼しました。

**議長（佐々木政直会長）**

そのほか質疑ございませんか。ありませんか。11番。

**11番（中鉢守委員）**

11番です。番号63番についてお聞きします。

既に駐車場として使われていたということですが、この経緯を事務局か地元委員から、分かれば報告をお願いします。

**議長（佐々木政直会長）**

21番。

**21番（小野寺正晃委員）**

21番です。地元委員なので、私のほうからお話しします。まず、譲渡人と譲受人の双方にお話を聞いてきました。どうもこちらの申請地につきましては、約20年前に譲渡人の方が耕作をしていたようです。畑として作物を作っていたのですが、その後、作付がちょっと困難になってきて、その時に譲受人の方がこちらに移住してきて、そこをちょっと、車両等々を停める場所として、一時使わせていただきたいということで、譲渡人のほうに相談をしたそうです。その後、譲渡人の方がもう農地を手放したいということで、譲受人の方に売買という話をしたらしいのですが、今回、もう既に砂利等々をもうこの申請人のお父様でしょうか、その方が事前に砂利等を敷いて駐車場として使ってしまったということで、譲受人の方にお話をしたところ、それなりの処分を受けますという気持ちを言われましたので、今回は事前着工、無断転用という形で話を進めていただけ

ればと思います。以上です。

**議長（佐々木政直会長）**

11番，よろしいですか。11番。

**11番（中鉢守委員）**

一つだけ聞いておきます。もう使っていた時から金銭的なものが，授受というか，やり取りがあったのでしょうか。

**議長（佐々木政直会長）**

21番。

**21番（小野寺正晃委員）**

21番です。当時は，金額でいいますと，一時，反当3万円という話だったのですけれども，余りにも多いということで，月3万円だったものを1年で3万円という形にしたというお話でした。以上です。

**議長（佐々木政直会長）**

11番，よろしいですか。

**11番（中鉢守委員）**

了解しました。

**議長（佐々木政直会長）**

番号63番について皆さんのほうからそのほかご意見ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

**議長（佐々木政直会長）**

なければ，先ほど21番の説明のとおりであれば，始末書ということになりますか，そのような形でよろしいですか。4番。

**4番（佐藤裕之委員）**

4番です。ここは間違いなく事前着工でありましたので，始末書の提出は必要だと思いますので，その方向で進めていただきたいと思います。

**議長（佐々木政直会長）**

それでは，番号63番でございますが，63番に関しては会長及び県知事宛てに始末書の提出，無断転用である旨の意見を付して県に進達したいと思いますが，ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**議長（佐々木政直会長）**

それでは、議案番号63番に関しては、会長及び県知事宛てに始末書の提出、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

そのほか質疑ございませんか。ありませんか。21番。

**21番（小野寺正晃委員）**

21番です。番号73番ですが、こちらの位置図を見ますと、既にというか、建物、資材置き場、農機具等々がもう既に置かれているということですが、こちらの現状というか、そうなった経緯というのを確認したいので説明をお願いします。こちらは地元委員のほうがよろしいですかね。それとも事務局のほうがいいですか。

**議長（佐々木政直会長）**

それでは、25番、お願いいたします。

**25番（熊谷安正委員）**

地元委員です。まずは、今回のこの譲渡人の実家がこの申請地です。それで、今、建っている小屋ですが、これは、この譲渡人の父親が牛を飼っていて、ブローカー屋さん、馬喰屋さんだったということで、買った牛を一時この小屋に留めて置くというような形で建てられたという話等を聞いております。それから、このプレハブについてが、3年前にこの地域で農事組合法人が立ち上がりましてので、その折にこの譲渡人のほうからお借りをしたということです。この譲渡人につきましては、ご兄弟が2人ということで、ともに婿に行つて、あるいは女性の方は嫁に行つたということで、実家を継ぐ方がいなかったということで、この婿に行つた譲渡人がここをまかされたということだそうです。聞きますと、昔から農地としてのイメージがないようなことでして、もともといろいろな建物を建てていたというふうなことを聞いております。この辺は一応、聞き取り調査をしたところです。あとは皆さん方のご判断をよろしくお願いいたします。

**議長（佐々木政直会長）**

番号73番に関して、19番、まとめをお願いいたします。

**19番（中條泰洋委員）**

19番です。番号73番についてですが、現地調査員の報告にもありましたように、機械格納庫等、いろいろあったようではございますが、地元委員からはこの申請に至る経緯の説明をいただきまして、譲渡人のお父様がやったという話でありま

すので、今回は、譲渡人より会長及び県知事宛てに顛末書の提出をお願いするという事でまとめたいと思います。

**議長（佐々木政直会長）**

今、19番からお話があったように、番号73番、会長及び県知事宛てに顛末書の提出、無断転用である旨の意見を付して進達することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**議長（佐々木政直会長）**

それでは、番号73番は、会長及び県知事宛てに顛末書の提出、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

そのほか質疑ございませんか。21番。

**21番（小野寺正晃委員）**

21番です。番号57番と58番についてですが、今回、譲受人の方が遠方の方です。実際この事業をやるのに対して、草刈り等々の管理は、この譲受人の方がやるということではよろしかったでしょうか。

**議長（佐々木政直会長）**

事務局。

**事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）**

番号57番につきましては、譲受人が管理、番号58番につきましては譲渡人が管理するという事で申請されてございます。

**議長（佐々木政直会長）**

21番、よろしいですか。21番。

**21番（小野寺正晃委員）**

21番です。番号58番についてですが、その譲渡人の方が管理するということは、何かほかに金銭的な取り交わしがあつての話でしょうか。

**議長（佐々木政直会長）**

事務局。

**事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）**

それでは、ご説明させていただきます。

契約書等を確認させていただいたところ、譲受人の管理ということでした。先ほどは誤りの説明をいたし申し訳ありません。

**議長（佐々木政直会長）**

21番，よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほかございませんか。21番。

**21番（小野寺正晃委員）**

21番です。番号64番についてですが，こちらは1種農地というお話を聞いたのですが，面積が今度の事業計画のほうで，861平米のうち490平米というお話したが，残りの農地に関してはどのように，どちらが管理するのでしょうか。譲渡人なのか，譲受人なのか，お願いします。

**議長（佐々木政直会長）**

事務局。

**事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）**

番号64番ですが，隣の宅地を取得してございまして，今回敷地の拡張の制限に該当します。1種農地は敷地の2分の1までの土地しか一度に取得できないというような決め事がございますので，今回の申請ということでございます。

**議長（佐々木政直会長）**

21番，よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

**議長（佐々木政直会長）**

何もないようですので，異議なしと認め，議案第26号番号46番から81番までの36か件と，議案第24号番号84番，86番の2か件を併せた88か件のうち，番号62番，番号79番の2か件を除く36か件のうち，33か件について了と決定し意見相当と認め，県に進達いたします。

なお，番号56番，63番の2か件については，会長及び県知事宛てに始末書の提出，番号73番1か件については，会長及び県知事宛てに顛末書の提出を求め，無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

**議長（佐々木政直会長）**

議案第27号農地転用事業計画変更承認申請について，番号5番，6番の2か件と，議案第26号番号62番，79番の2か件を併せた4か件について審議いたします。

4か件について質疑を承ります。10番。

**10番（横山藏人委員）**

10番です。番号5番について、鹿島台の人が駐車場だけという目的の議案26号で申請が出ていましたが、何か訳があるのでしょうか。

**議長（佐々木政直会長）**

大変申し訳ございませんでした。農地転用計画変更事業承認についての2か件の現地調査の報告をお願いいたします。

**7番（布塚幸子委員）**

番号5番について、私7番が報告いたします。

申請地は、四方を住宅に囲まれておりまして、草刈り管理されておりました。農地区分は都市計画区内で用途指定された区域であることから、第3種農地と見てまいりました。周辺には農地がありませんので、影響はございません。雨水は水路へ流し、生活排水は下水を使うとのことでした。

**8番（鈴木淳也委員）**

8番です。番号6番について現地調査の報告をさせていただきます。

この場所は、位置図でお分かりのとおり、住宅地に囲まれたというような場所です。平成元年に転用許可を受けているということでしたが、現地は盛り土したばかりのように草も生えていなかったということでした。つきましては、ごく最近、更に新しい土を盛り土したということで納得いたしました。第2種農地でございます。以上でございます。

**議長（佐々木政直会長）**

それでは、質疑を賜ります。質疑ございませんか。10番、再度お願いします。

**10番（横山藏人委員）**

改めて質問させていただきます。番号5番について、鹿島台の人が駐車場だけということの継承をするようですが、何か特別な事由、理由でもあるのでしょうか。

**議長（佐々木政直会長）**

事務局。

**事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）**

番号62番でございます。こちらは、譲受人の娘さんが近くに住んでおり、1台は自分用、あとは娘さんの家に来た来客用の駐車場として使用し、残りは貸

駐車場として使用したいということでの申請でございます。以上でございます。

**議長（佐々木政直会長）**

10番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

**議長（佐々木政直会長）**

質疑がないようですので、4か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**議長（佐々木政直会長）**

異議なしと認め、議案第27号、番号5番、6番の2か件と、議案第26号番号62番、79番の2か件を併せた4か件について意見相当と認め、県に進達いたします。

**議長（佐々木政直会長）**

議案第28号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、番号205番から255番の51か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

**事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）**

〔資料により説明〕

**議長（佐々木政直会長）**

それでは、51か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。10番。

**10番（横山藏人委員）**

10番です。番号231番についてちょっとお伺いいたします。

譲渡人が持ち分3分の2となっていますが、3分の1の持ち分を持っている人の同意というのは必要ないのでしょうか。

**議長（佐々木政直会長）**

事務局、説明をお願いします。

**事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）**

こちらは、持ち分過半以上ということで、51%以上ございましたら、こちらの申請ができるものでございます。以上でございます。

**議長（佐々木政直会長）**

10番、よろしいですか。（「分かりました」の声あり）



そのほか質問ありませんか。20番。

**20番（菅原清一委員）**

20番です。番号215番についてお聞きします。

利用権の設定を受ける方として、ページを見ると、自分で受ける方にはなっているのですが、どうして今回はこの農地だけ貸しているのかなと思いました。その辺の説明をお願いします。

**議長（佐々木政直会長）**

事務局、お願いします。

**事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）**

こちらの農地は、複数の担い手が耕作している農地に隣接しており、他の担い手が、より希望条件等に適合しているということで、今回の貸付けということになっているということでございます。

**議長（佐々木政直会長）**

20番、よろしいですか。

**20番（菅原清一委員）**

はい、いいですが、あと、結局、作れないということなのですか。

**議長（佐々木政直会長）**

事務局。

**事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）**

作れないというよりは、譲受人の農地に隣接しておりまして、その方がやることのほうが効率的といいますか、貸人の希望に沿うというような形でしたので、そちらの方に貸付けということになってございます。（「はい、了解です」の声あり）

**議長（佐々木政直会長）**

10番。

**10番（横山藏人委員）**

10番です。この件に関して、次のページの譲受人、番号222番まで、お互いに、地元の中で、遠くに行ったり来たりしていたものですから、ここで交換して耕作するというので、近くの農地を耕作するため、このような形になったと思います。

議長（佐々木政直会長）

20番，よろしいですか。（「はい，了解です」の声あり）

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，51か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第28号番号205番から255番の51か件について了と決定し，市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第29号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見決定について，番号75番から83番の9か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

番号78番は，●番委員が関係する案件であります。この1か件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，番号78番1か件を先に審議することといたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき，議事参与の制限により，●番委員には関係議案が終了するまで退席していただき，関係議案終了後に入室，着席願います。

●●委員 退席〕

議長（佐々木政直会長）

1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、1か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第29号番号78番1か件を承認いたします。

●番委員の入室を認めます。

●●●●委員 入室〕

議長（佐々木政直会長）

続いて、番号78番1か件を除く8か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、8か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第29号、番号75番から83番までの9か件について了と決定し、宮城県農地中間管理機構に通知いたします。

これで、本日の審議を終了いたします。

ここで、事務局より業務予定をお願いいたします。

事務局（伊藤文夫事務局長）

〔業務予定の連絡〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか、事務局で連絡事項ございませんか。事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔現地調査並びに農地委員会の連絡〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか事務局ありませんか。

事務局（小玉康裕事務局長補佐）

〔研修会の連絡〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか事務局ございませんか。

事務局（今野エリ子主幹兼係長）

〔農政委員会並びに農業者年金の連絡〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか事務局からありますか。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

〔第4回農政部会の報告〕

議長（佐々木政直会長）

ありがとうございました。

そのほか事務局からございませんか。

なければ、委員の方から何かありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

ほかに何もありませんので、これで令和2年度第1回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時12分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和2年7月27日

会 長 佐々木政直

委 員 小関 芳樹

委 員 櫻井 正幸